

# 協同農業普及事業の実施に関する方針

平成23年3月

高 知 県

## はじめに

近年、農業所得の減少や農業従事者の減少及び高齢化、農地面積の減少等が進み、農業の持つ食と環境を支える機能が損なわれかねない状況にあるなど、食料・農業・農村を取り巻く環境が大きく変化しています。

食料の安定供給の確保、農業・農村が有する多面的機能の発揮はもとより、食の安全・安心の確保や農業構造の更なる改革等に資するよう、農政の展開方向に即した取り組みの強化が求められています。

高知県では、「こうち農業・農村振興指針」（平成19年4月策定）に基づいて「消費地に信頼される園芸産地づくり」、「地域特性を生かした農業の展開と農村の振興」の視点で意欲と能力のある担い手が創る力強い産地づくり、地域特性に即した農業・農村づくりに取り組んでいます。また、平成21年3月に県経済活性化のために策定した「産業振興計画」の農業分野では、「次世代へ引き継ぐ魅力ある農業の実現」を目指しています。

このような取り組みを推進するためには、人づくりを基本的役割とした普及事業に期待される分野が多く、地域に最も密着した県の指導機関としての役割を果たしていくことが求められています。

このため、今後の協同農業普及事業の展開にあたっては、「農業改良助長法（以下、「助長法」という。）」の趣旨を踏まえ、消費者の視点を重視しつつ、事業の一層の重点化、高度化・効率化を図り、その機能を十分に発揮していくことが必要です。

ここに、平成22年4月9日に国が定めた「協同農業普及事業の運営に関する指針」を踏まえ、今後おおむね5か年における高知県の普及事業の基本的な方向と普及指導活動の内容を定めた、「協同農業普及事業の実施に関する方針」（以下、「実施方針」という。）を示します。

## 目 次

第1 協同農業普及事業の運営に係る基本的事項	
1 協同農業普及事業の推進方向	1
2 普及指導員の職務	1
3 普及組織の体制	2
第2 普及指導活動の課題	
1 経営改善に意欲的な多様な農業経営体の育成及び確保	3
2 消費地情報にもとづく売れる農産物づくり	3
3 人と環境にやさしい農業の推進	3
4 地域特性を生かした農業・農村の振興	4
第3 普及指導員の配置に関する事項	
1 高度で先進的な技術や知識の普及指導及び普及活動全体の 企画調整を行う普及指導員（専門技術員）の配置	5
2 地域の実情に即した農業の技術及び経営に関する課題 の解決を図る機能を有する普及指導員の配置	5
3 農業生産及び農業経営に関する高度な技術及び知識を 習得させる機能を有する普及指導員の配置	5
第4 普及指導員の資質の向上に関する事項	
1 研修の考え方	6
2 研修の内容	6
3 調査研究活動の充実	6
4 人事交流の促進	6
第5 普及指導活動の方法に関する事項	
1 普及指導活動の方向	7
2 普及指導計画の策定と評価	7
3 調査研究の実施及びその成果の活用	7
4 試験研究、教育機関等との連携強化	7
5 民間等との連携の強化	7
6 各種行政施策への対応	7
7 農業改良普及課・所の運営	8
8 情報面からの支援	8
9 研修教育の充実強化及び関係機関との連携強化	8

第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

- |   |  |   |
|---|--|---|
| 1 | 農業振興センター農業・農村振興プランの推進<br>及び産業振興計画の実現に向けた支援 | 9 |
| 2 | 他の指導機関との連携                                 | 9 |
| 3 | 男女共同参画社会の推進                                | 9 |
| 4 | 農業に関する教育への協力                               | 9 |
| 5 | 都道府県間の連携の強化                                | 9 |

## 第1 協同農業普及事業の運営に係る基本的事項

### 1 協同農業普及事業の推進方向

本県の協同農業普及事業については、高度で先進的な技術や知識を的確に農業者に伝えるとともに、関係機関、団体等と連携して、地域の農業経営・技術面の課題解決の取り組みを適切に支援できるよう、効率的・効果的に展開します。

また、協同農業普及事業の実施にあたって、普及指導員は、

ア スペシャリスト機能（農業者に対し地域の特性に応じて農業に関する高度な技術及び当該技術に関する知識（経営に関するものを含む。）の普及指導を行う機能）

イ コーディネート機能（地域農業について、先導的な役割を担う農業者及び地域内外の関係機関との連携の下、関係者による将来展望の共有、課題の明確化、課題に対応するための方策の策定及び実施等を支援する機能）

の両機能を発揮し、生産から加工・流通まで幅広い視点で産地や地域を総合的に支援します。

### 2 普及指導員の職務

協同農業普及事業の基本は、普及指導員が、農業者との信頼関係を構築しつつ、直接農業者に接して普及指導を行うことです。

このため、普及指導員は、常に農業の現場にあって、新技術等を農業者に迅速かつ的確に普及するとともに、関係機関や地域リーダー等へ働きかけ、その先導役として地域の農業経営・技術課題の解決を図っていくことが必要です。

このような基本認識のもと、普及指導員は次の職務を担います。

#### （1）調査研究

技術の専門家である普及指導員の機能が十分発揮できるよう、専門分野についての新技術や高度技術の現地組立実証・適応試験、実験研究、実態調査等を実施します。また、これらを効果的に実施するために必要な普及指導員の活動に関する企画調整、資質向上のための相互研鑽も実施します。

#### （2）農業者に対する普及指導

高度で先進的な技術や知識に加え、地域農業の実態に関する幅広い知見や農業の現場における課題解決能力を駆使し、巡回指導、相談、圃場展示、講習会の開催等により、直接農業者に接して、農業経営や農村生活の改善のための普及指導を実施します。

### 3 普及組織の体制

本県の農業の情勢や地理的条件等を踏まえ、それぞれの地域の具体的な課題に迅速に対応できるよう、普及指導センターを設置し、普及指導員を配置します。

また、農業技術センター等試験研究機関や県立農業大学校、環境保全型畑作振興センター、病虫害防除所との連携についても十分配慮します。

#### (1) 普及指導センターの設置

現地での活動を本務とする普及指導員の活動拠点として、また農業者に対するサービス提供の場として、またこれらが機能的かつ組織的な活動が行われるよう、助長法第12条に規定する普及指導センターとして、県内5ヶ所の農業振興センター農業改良普及課、4ヶ所の農業改良普及所（以下、「農業改良普及課・所」という）を設置します。

#### (2) 農業改良普及課・所の事務

ア 農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動

イ 農業者に対する農業経営又は農村生活の改善に関する情報の提供

ウ 新規就農に向けた啓発、就農関連情報の提供、新規就農に関する相談、指導・助言その他の新規就農を促進するための活動

エ 関係機関・団体等と連携し、産地や地域を総合的にコーディネートする活動

#### (3) 農業改良普及課・所の長の事務

農業改良普及課・所の長は、普及組織の長として事務執行の総括及び自ら普及指導員として普及事業を行います。

## 第2 普及指導活動の課題

本県の農業・農村を維持発展させるためには、経営感覚に優れた自立的な農業経営体の育成や農業を核とした地域づくりを進めていく必要があります。

普及事業ではこうした農業・農村づくりを目指し、「こうち農業・農村振興指針」の取り組みの基本方向をもとに、次の課題を重点化し、普及活動の対象の明確化を図り、組織的、計画的な普及活動を推進します。

### 1 経営改善に意欲的な多様な農業経営体の育成及び確保

地域農業の担い手の中心となる個別経営体や法人、集落営農組織、新規就農者等、意欲ある多様な農業経営体の育成及び確保に取り組みます。

また、女性の農業経営への参画及び起業活動を支援します。

- (1) 経営感覚に優れた農業経営体（組織経営体含む）の育成・支援
- (2) 青年農業者、新規就農者、新規参入者の確保・育成
- (3) 意欲ある女性農業者の育成・支援
- (4) 地域の担い手としての集落営農組織、JA出資型法人の育成

### 2 消費地情報にもとづく売れる農産物づくり

消費地に信頼され選ばれる園芸産地づくりや、地産外消の推進、加工仕向け・直接販売等による農産物等（農産物の加工品を含む。）の付加価値の向上の取り組みを支援します。

また、消費者・実需者ニーズに応じた農産物等の供給を行う産地の戦略的な取り組みに対する支援を行います。

- (1) まとまりのある強い産地づくりへの支援
- (2) 消費者等のニーズに即した産地づくり
- (3) 農業団体との連携
- (4) 安全・安心な農産物づくりへの支援

### 3 人と環境にやさしい農業の推進

農業者に誇りとやりがい、後継者に夢と未来を与える環境保全型農業のトップランナーを目指します。

そこで、生産現場におけるリスク管理の実施及び資材の適正な使用の取り組みに対する支援を行います。

また、環境負荷の低減に加え、地球温暖化対策、生物多様性保全等の効果が高い農業生産に向けた支援を行います。

- (1) 総合的病害虫・雑草管理技術（IPM）の構築
- (2) 地域内有機資源の活用による土づくりと土壌診断による施肥改善の推進
- (3) GAPの普及、生産履歴記帳の徹底

- (4) 省エネルギー・省資源型農業生産体系への転換に対する支援
- (5) 有機農業の推進
- (6) 地球温暖化対策技術の導入

#### **4 地域特性を生かした農業・農村の振興**

地域特性を生かした園芸農業の振興や複合経営による所得向上を図る取り組みを支援します。また、集落営農の推進や地域住民の合意形成及び実現に向けた取り組みを支援します。

さらに、遊休農地の有効利用や地産地消、都市住民との交流など地域資源を活かした6次産業化に対する支援を行います。

- (1) 地域資源を活用した産業の創出への支援
- (2) 地域で営農を継続できる仕組みづくり
- (3) 地域コミュニティー活動の促進
- (4) 地産地消の推進
- (5) 遊休農地の有効利用

### 第3 普及指導員の配置に関する事項

農業を取り巻く社会情勢の変化や急速な技術開発に即応し、農業者の高度で多様なニーズや地域の課題に的確に対応するため、普及・試験研究・農業者研修教育が一体となり、その機能が最も効果的に発揮できるよう普及指導員を配置します。

また、普及指導員の配置を的確に行なう事ができるよう、その計画的な養成及び確保に努めます。

#### 1 高度で先進的な技術や知識の普及指導及び普及活動全体の企画調整を行う普及指導員(専門技術員)の配置

それぞれの専門項目に関する高度で先進的な技術、知識をもとに広域で活動するとともに、普及指導員の資質向上やその機能が十分発揮でき、組織的活動の高度化が図られるよう普及指導活動を総合的に企画調整する普及指導員(専門技術員)を配置します。

#### 2 地域の実情に即した農業の技術及び経営に関する課題の解決を図る機能を有する普及指導員の配置

生産や流通、営農形態等地域の実情に応じて、農業の技術や経営に関する課題解決を図る機能を有する普及指導員を、各農業改良普及課・所に配置します。

このうち、本県の主幹作目である野菜を担当し、特に県域で課題のある基幹品目に専門特化し、広域で活動を行う普及指導員(専門普及指導員)を配置します。

#### 3 農業生産及び農業経営に関する高度な技術及び知識を習得させる機能を有する普及指導員の配置

就農を希望する者等を対象に、農業生産及び農業経営等に関する指導を行う普及指導員を農業大学校に配置します。なお、専攻コースや学生の定員等に配慮し、一定の普及指導経験及び試験研究機関における技術開発経験等を考慮したうえで配置します。

## 第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

普及指導員に求められる機能を十分に発揮しつつ、近年の農業分野における技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に的確に対応するために必要な資質の向上が求められています。

資質の向上には、自己研鑽による普及活動の高度化が重要となりますが、研修の充実強化にも努めます。

なお、普及指導手当の制度については、普及指導員の職務が複雑かつ困難なものであることから、普及指導員の自主的な資質向上の取り組みを助長しつつ、意欲ある優秀な人材の確保を図るためその適切な運用に努めます。

### 1 研修の考え方

#### (1) 向上を図るべき資質

- ア 農業生産に関する高度で先進的な技術指導能力
- イ 地域の農業経営や農村振興に関する課題解決能力
- ウ 農産物の加工、流通、マーケティングに関する課題解決能力
- エ 関係機関、団体等との連携・調整能力

### 2 研修の内容

普及指導員の研修を計画的、体系的に実施するため、おおむね5年間における基本計画及び年度毎の計画を作成し実施することにより、計画的かつ効果的な資質向上に努めます。

また、国と都道府県の役割分担を踏まえ、国が行う研修を積極的に活用するものとします。

このほか、大学、試験研究機関、民間企業等を有効に活用するものとします。

### 3 調査研究活動の充実

普及指導員の資質の向上を図るため、調査研究の実施と課題解決への活用及びその成果の共有を図る取り組みを行います。

### 4 人事交流の促進

普及指導員の技術力をはじめ総合的な指導力の向上を図る観点から、普及指導員と試験研究機関の研究員や関係行政職員等との人事交流を適切に実施します。

## 第5 普及指導活動の方法に関する事項

### 1 普及指導活動の方向

#### (1) 普及指導活動の方向

普及指導活動の課題については、農政の展開方向及び各地域の状況に応じて、普及指導員による取り組みの必要性及び緊急性が高いものに重点化するものとします。

また、課題に応じて普及指導員及び市町村、農業委員会、農業協同組合等の関係機関が連携し、互いが担うべき分野を役割分担して成果があげられるよう努めます。

#### (2) 普及指導活動の対象

認定農業者、青年農業者をはじめとする経営改善に意欲的な農業者及びその集団、新規就農者、新規参入者並びに経営参画に意欲的な女性農業者や集落営農組織、JA出資型法人を重点対象とします。

### 2 普及指導計画の策定と評価

普及指導の対象者及び関係機関との合意形成を図りつつ普及指導計画を策定し、これに基づき普及指導活動を実施するものとします。

また、その成果について客観的な評価を行うとともに、評価結果を次年度以降の普及指導計画に反映させることを通じて、普及指導活動の改善に努めます。

### 3 調査研究の実施及びその成果の活用

地域の特性に応じて農業に関する高度な技術及び当該技術に関する知識を組み立て、それを実証する等の調査研究を積極的に実施し、その成果を普及指導に活用するよう努めます。

### 4 試験研究、教育機関等との連携強化

農業技術センター、農業改良普及課・所及び県立農業大学校、環境保全型畑作振興センター、病害虫防除所の一体的な取り組みの充実強化に努めます。

また、普及指導活動の課題の内容に応じて、独立行政法人、大学、民間企業等との積極的な連携に努めるものとします。

### 5 民間等との連携の強化

民間の活力を最大限に活用するため、各地域の実情に応じて、普及指導協力委員制度の利用等により、民間の専門家、地域において先導的な役割を担う農業者の協力を得て効果的な普及活動を実施します。

### 6 各種行政施策への対応

普及指導活動の一環として、普及指導員の発揮すべき機能を踏まえた上で、農業者等による補助事業、制度資金等の行政施策の活用を支援します。

また、普及指導活動を通じて得られた行政施策の効果などを積極的に情報発信する

よう努めます。

## **7 農業改良普及課・所の運営**

農業改良普及課・所については、農業者等に対する情報提供及び相談の場並びに普及指導員の活動拠点の場としての機能が十分に発揮されるよう、その整備に努めるものとしします。

また、所属する普及指導員の組織的な一体性が確保されるとともに、名称が農業者等に普及指導センターであることが分かるよう配慮するものとしします。

## **8 情報面からの支援**

農業者等のニーズに対応した情報の収集・提供の迅速化を図るとともに、普及情報ネットワークの充実に努め、内部情報共有化・運営体制の確立と充実、機器の整備等を進めます。

## **9 研修教育の充実強化及び関係機関との連携強化**

農業大学校については、青年農業者等の育成に加え、新規就農を志向する他産業従事者及びUターン者等の研修機関としてその教育・研修内容の充実を図ります。

また新規就農者の確保やスムーズな就農定着のため、農業改良普及課・所、青年農業者等育成センター等との連携を強化し、就農の前後にわたる継続的な支援に努めるものとしします。

## 第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

### 1 農業振興センター農業・農村振興プランの推進及び産業振興計画の実現に向けた支援

地域の農業・農村の振興を図るため、農業生産の維持拡大や効率化、担い手育成について、企画調整部署や基盤整備課との調整のもと農業振興センターが作成する農業・農村振興プランにもとづくプロジェクト活動や農業農村整備事業のフォローアップ等について専門技術を活用して積極的に対応します。

また、県経済浮揚のため取り組む産業振興計画の実現に積極的に対応していきます。

### 2 他の指導機関との連携

地域の多様な資源の活用等による地域農業の振興を図る観点から、畜産業、林業及び水産業に関する指導職員、商工会議所等の農業以外の産業に関する指導機関との連携に努めます。

### 3 男女共同参画社会の推進

経営への参画を目指す女性農業者への支援、地域の合意形成や計画づくりへの女性の意見が反映される働きかけ、栽培や経営管理技術研修会等各種会合への女性の参加誘導等に取り組みます。

また、こうち男女共同参画プランの実現を積極的に支援していきます。

### 4 農業に関する教育への協力

次代を担う青年農業者の確保や、農業の役割や機能への正しい理解が得られるよう、小・中・高校生等を対象に、行政機関、教育機関、農業協同組合が行う食農教育や農作業体験学習等に対し、情報提供や助言を行い、農業・農村への関心を高めるよう努めます。

### 5 都道府県間の連携の強化

全国的な普及指導活動の課題に対する普及指導員の効果的な活動を確保するため、他都道府県との情報の共有、技術協力等に努めます。